

運輸安全マネジメント評価について

国土交通省 大臣官房 運輸安全監理官

野間 清二

1. 運輸安全マネジメント評価の経緯等

鉄道	自動車	海運	航空
●3月 ✓東武鉄道伊勢崎線踏切障害事故 《死者2名、負傷者2名》 ●4月 ✓JR西日本福知山線脱線事故 《死者107名、負傷者549名》 (JR西日本 安全性向上計画) ●「安全最優先の意識が組織の隅々にまで浸透するには至らなかった。」 ●「本社と現場との双方向のコミュニケーションはほとんど行われていなかった。」	●4月 ✓近鉄バス転覆事故 《死者3名、負傷者20名》 ✓大川運輸踏切衝突事故 (スーパーひたちと衝突)	●5月 ✓九州商船フェリーなるしお防波堤衝突 《負傷者14名》 ●6月 ✓知床半島観光周遊船乗揚 《負傷者26名》 (JAL「事業改善命令」「警告」に対する改善措置について) ●「安全が最優先であることを浸透させる経営の取り組みが不十分」 ●「経営と現場との距離感及び部門間の意思疎通の不足」 ●「現場に対する経営トップの双方向コミュニケーションが不十分」	●1月 ✓JAL新千歳空港における管制指示違反 ●3月 ✓JAL客室乗務員の非常口扉の操作忘れ ●4月 ✓ANK小松飛行場における管制指示違反

平成17年に入ってヒューマンエラーが原因と見られる事故等が多発

平成17年6月14日 第一回公共交通に係るヒューマンエラー事故防止対策検討委員会開催(事務次官主催・関係局長等、民間有識者で構成)

平成17年8月4日 公共交通に係るヒューマンエラー事故防止対策検討委員会中間とりまとめ

- 事業者による安全マネジメント態勢の構築が必要
- 国による安全マネジメント態勢の評価が必要

➢運輸安全一括法の制定(平成18年3月31日公布)

➢官房新組織設立(平成18年4月1日～)

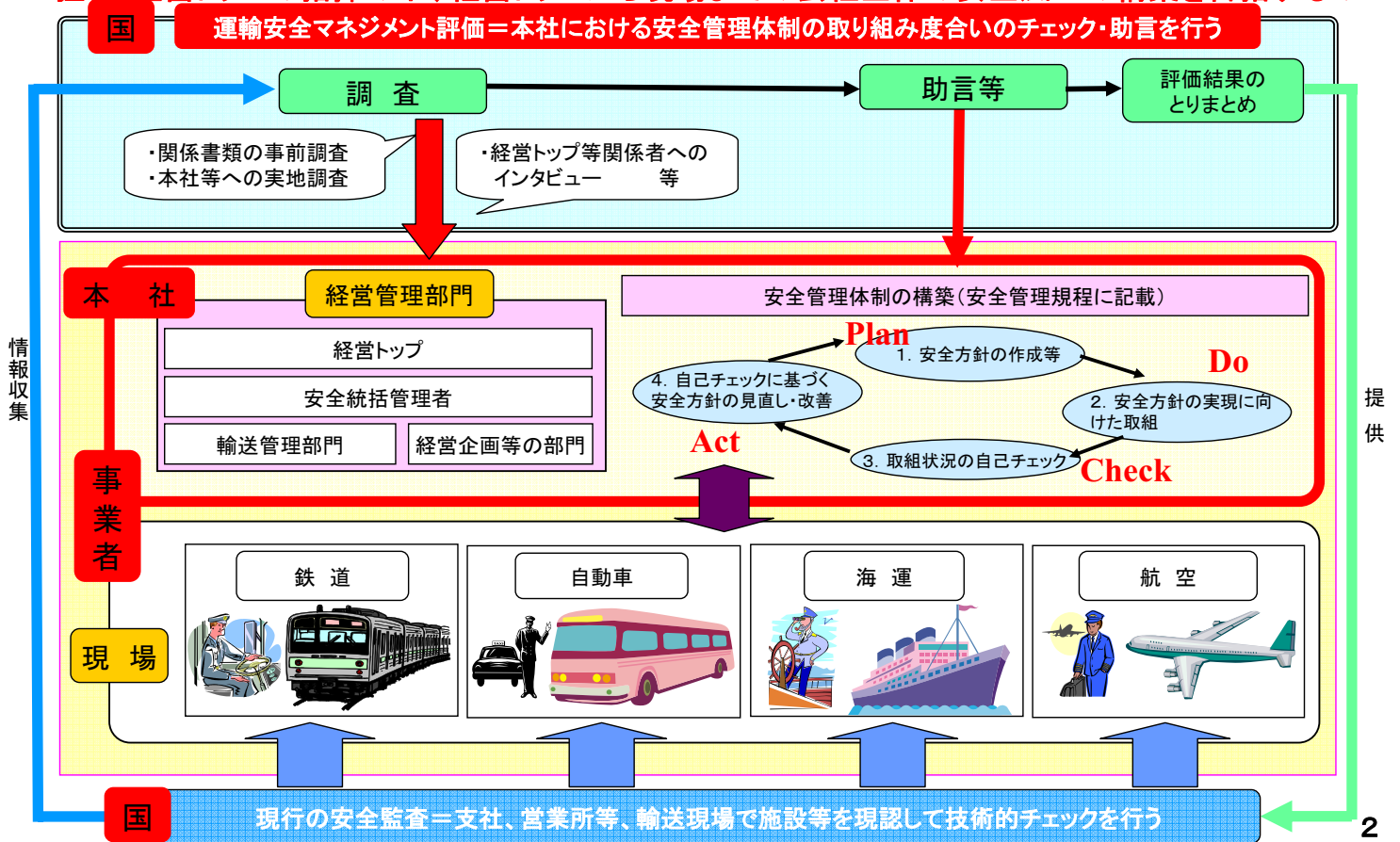
平成18年10月1日～
運輸安全マネジメント評価の実施

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(平成18年7月7日閣議決定)

「ヒューマンエラー等に起因する事故やトラブルが続発している状況にかんがみ、鉄道・航空等の公共交通の安全性を向上するため、事業者の安全管理体制の確立、事業運営における安全意識の徹底等、輸送事故の防止対策を強化する。」

2. 新たな運輸安全マネジメント評価の実施イメージ

狙い: 経営トップの指揮の下、経営トップから現場までの会社全体の安全風土の構築を目指すもの



3. 安全管理規程に係るガイドラインのポイント【経営トップの役割】(1 / 4)

経営トップの役割

①経営トップのコミットメント

経営トップは、安全管理体制に主体的かつ積極的に関与し、リーダーシップを発揮する



②経営トップの責務

安全管理体制が適切・円滑に運営されるよう、経営管理部門に対して、確実に指示等を行う

④安全統括管理者の的確な選任

⑤要員への責任・権限の付与・明確化

→安全統括管理者の意見の尊重

その他、ガイドライン記載事項全般



安全最優先の徹底

✓関係法令等遵守・安全最優先の原則の徹底

入社式、年頭訓辞、安全会議、現場巡回の機会の活用 等

③安全方針等

安全方針の策定

✓安全方針の設定・周知の実施

経営トップ自ら参画して方針作成等(経営トップの署名等)

- 出来る限りわかりやすいものとする(1枚にまとめて簡明化 等)
- 必要に応じて適時適切に見直す

会社末端まで方針を周知 →事務所室内掲示、社内報、会議等の活用



安全方針の具体化・改善

✓安全方針実現のための具体的施策の策定の指示等

部門、組織の階層等毎に安全重点施策の策定指示

- 責任者、手段、日程等を明記
- 中短期の目標であり、数値化等進捗状況が把握可能とする
- 少なくとも1年毎に見直し

✓必要な経営資源(要員、情報、設備等)の確保の指示等

安全確保に必要な情報、要員等の確保の指示 等

✓重大事故等への対応準備の指示等(⑧参照)

✓安全管理体制全般の見直しの実施(⑫参照)

3. 安全管理規程に係るガイドラインのポイント【コミュニケーション・リスクマネジメント】(2/4)



⑥経営トップ・現場双方向のコミュニケーションの確保

双方向コミュニケーション

経営トップを含む安全管理部門と現場、現場相互間で、安全最優先の原則の徹底、安全情報の共有等が可能となる風通し良い社風を構築するために、双方向のコミュニケーションの体制を構築。

- 各部門からなる「例：安全管理委員会」の設置、現場訪問等により、現場の顕在的潜在的課題等を共有
- 利用者等外部へも、法令に基づき、安全情報を開示

⑦事故・リスク情報の収集・分析・評価・対応

リスクマネジメント

安全上の問題点を収集、分類、評価、分析し、順位付けをし、優先度が高いものから対応。

- 不具合情報、安全上の潜在的課題等を明確にし、経営トップまで適時適切に報告。
- 経営トップ等は、これらの情報について、優先順位を付け、安全装置の取り付け、作業手順の変更等、適切にその対応措置を講じる。その際、他の事例も的確に活用。

3. 安全管理規程に係るガイドラインのポイント【法令遵守等】(3/4)

⑧既存のマニュアルで対応できない重大事故等の対応マニュアルの整備

通常の事故等の対応措置では対処出来ない事故等が発生した場合に備えて、現場での責任者を定める手順、応急措置及び復旧措置を定める手順、連絡体制を定める手順等を定め、周知。

- いたずらに複雑かつ緻密な手順とならないように留意
- 事故等が発生した場合には、的確な情報伝達を図り、全社一丸となって対応を行う

クライシスマネジメント



⑨関係法令・社内規定等の遵守の確保

コンプライアンス

安全を確保するために必要な要員、施設等について、関係法令等を遵守して事業を実施。

- 関係法令等に定められている、安全に必要な要員、施設、作業環境、事故等への対応(国への速報等)等が対象
- 関係法令だけでなく、通達、事業者の内規等のルール全般が対象

⑩必要な教育・訓練等の実施

教育・訓練

安全管理体制に直接携わる者及び内部監査要員に対して、安全管理体制に係る教育・訓練を実施。

- 経営トップ、経営管理部門、内部監査要員が主たる対象
- ガイドライン、安全管理規程、関係法令等の内容を含める
- 更に、全要員に対し、プロ意識を高めるための技能向上、事故体験の共有等を実施することが望ましい。

3. 安全管理規程に係るガイドラインのポイント【見直し・改善】(4/4)



①内部監査(社内相互チェック)の実施

内部監査

安全管理体制の運用状況の網羅的社内チェックを少なくとも1年毎に実施(重大事故等の場合随時)

- 自らの部門を対象としない等、監査の客観性を確保
→ 独立の内部監査部署の設置、他部門による実施、外部委託の実施 等
- 内部監査員の要件等を定める(十分な知識・教育・訓練・業務経験年数等)
- 経営トップ等により、社内に内部監査の重要性を周知徹底

②安全管理体制のレビュー・継続的改善の実施

見直し・改善

提案、内部監査等に基づき、レビューを少なくとも1年毎に実施(重大事故等の場合は随時)

- 経営トップが会議を主催する等トップが主導的に行うことが必要
- 経営管理部門だけでなく、現場も含めた事業者内各部署により実施することが望ましい

レビューの結果等、安全管理体制の中で明らかになった課題等について、継続的に是正措置及び予防措置を講じる(安全方針、安全重点施策、安全管理規程、その他規程の変更等)

- 課題等の内容確認、原因特定、措置の必要性検証、措置の決定実施、記録の手順で実施(是正措置)
- 潜在的課題についても、顕在化している課題と同様の対応が必要(予防措置)



③文書(規程類)管理

④安全管理体制運用状況の記録管理

安全管理体制に係る規程類の作成、常時最新版の規程を利用できるよう適切に管理
情報伝達、教育訓練、内部監査、見直し、改善等について適切に記録

→ 過剰、複雑な文書主義に陥らず、内容の平易化、類型化、既存のものの有効活用等を推進